

競争入札に参加する者に必要な資格

昭和61年1月22日 告示第1号
改正 平成元年1月27日 告示第9号
平成26年10月23日 告示第148号
平成27年10月15日 告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、湖西市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理（以下「建設業関連業務」という。）の競争入札参加資格者に必要な資格を次のように定める。

第1 建設工事の競争入札参加資格者に必要な資格

（競争入札参加資格者の認定区分）

- 1 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下第1において「競争入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める建設工事の種類ごとに認定する。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

- 2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。
 - (1) 基準日直前の事業年度まで引き続き2年以上建設業を営んでいること。
 - (2) 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、法第3条の許可を受けていること。
 - (3) 競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類建設工事について、法第27条の23第1項の規定による審査を受けており、総合評定値を取得していること。
 - (4) 湖西市暴力団排除条例（平成25年湖西市条例第34号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でないこと。
 - (5) 施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
 - (6) 湖西市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (7) 次に掲げる届出の義務がある者については、当該届出の義務を履行していること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(8) 事業共同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立されたもの。）の場合は、(1)から(7)までの要件を具備しているほか、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。

(9) 共同企業体の場合は、湖西市経常建設工事共同企業体取扱要綱（平成17年湖西市告示第7号）に規定する要件を満たすこと。

(定期の資格審査)

3 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。

(追加の資格審査)

4 定期の審査を行った年の翌年には、現に競争入札参加資格を有しない者の追加認定に関する審査を行うものとする。

(資格審査の申請)

5 競争入札参加資格の審査を申請する者は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）等を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格の認定)

6 競争入札参加資格は、定期の資格審査又は追加の資格審査に基づいて認定するものとする。

(資格の有効期間)

7 競争入札参加資格の有効期間は、認定の日の翌日から次の定期の審査に基づく認定の日までとする。

(格付)

8 競争入札参加資格の認定後、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の競争入札参加資格の認定を受けた者のうち、湖西市競争入札参加者の市内業者及び準市内業者の認定基準に規定する市内業者及び準市内業者については、建設工事競争入札参加者の格付基準に基づき、格付けを行うものとする。

第2 建設業関連業務の競争入札参加資格者に必要な資格

(競争入札参加資格者の認定区分)

- 1 建設業関連業務の委託に係る競争入札に参加することができる資格（以下第2において「競争入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる業種ごとに認定する。
 - (1) 測量業務
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務（以下第2において「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関するものをいう。）
 - (3) 土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント業務のうち建築関係建設コンサルタント業務を除いたものをいう。）
 - (4) 地質調査業務
 - (5) 補償関係コンサルタント業務

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

- 2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。
 - (1) 基準日直前の事業年度まで引き続き2年以上建設業関連業務を営んでいること。
 - (2) 競争入札に参加しようとする業種について、次に掲げる登録を有していること。
 - ア 第2の1の(1)の業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録
 - イ 第2の1の(2)の業務にあつては、建築士法第23条（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所の登録
 - ウ 第2の1の(3)の業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録又は計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業の登録
 - エ 第2の1の(4)の業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による地質調査業者の登録
 - オ 第2の1の(5)の業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定による登録、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定による登録、司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定による登録又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条の規定による登録

- (3) 湖西市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でないこと。
- (4) 施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (5) 湖西市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 事業共同組合（中小企業等協同組合法に基づいて設立されたもの。）の場合は、(1)から(5)までの要件を具備しているほか、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。
- (7) 共同企業体の場合は、湖西市経常設計等共同企業体取扱要綱（平成17年湖西市告示第6号）に規定する要件を満たすこと。

（定期の資格審査）

- 3 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。

（追加の資格審査）

- 4 定期の審査を行った年の翌年には、現に競争入札参加資格を有しない者の追加認定に関する審査を行うものとする。

（資格審査の申請）

- 5 競争入札参加資格の審査を申請する者は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）等を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

（資格の認定）

- 6 競争入札参加資格は、定期の資格審査又は追加の資格審査に基づいて認定するものとする。

（資格の有効期間）

- 7 競争入札参加資格の有効期間は、認定の日の翌日から次の定期の審査に基づく認定の日までとする。

附則

- 1 この告示は、昭和61年2月1日から施行する。
- 2 昭和61年度の建設工事の競争入札参加資格者に限り、第1の3中「2年に1回」を

「1年に1回」と読み替えるものとする。

附則（平成元年1月27日湖西市告示第9号）

- 1 この告示は、平成元年2月1日から施行する。

附則（平成26年10月23日湖西市告示第148号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成27年度の建設工事の競争入札参加資格者に限り、第1の2の(7)に掲げる要件は適用を除外する。
- 3 この告示の施行の際、現に改正前の競争入札に参加する者に必要な資格により決定した建設工事の競争入札参加資格者の有効期間は、平成27年3月31日までとする。

附則（平成27年10月15日湖西市告示第208号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の競争入札に参加する者に必要な資格により決定した建設業関連業務の競争入札参加資格者の有効期間は、平成28年3月31日までとする。